

■労働関係指標【令和2年7月値】

完全失業率 (季節調整値)	2.9% (前月比0.1ポイント上昇)	有効求人倍率 (季節調整値)	1.08倍 (前月比0.03ポイント低下)
就業者数 (季節調整値)	6,655万人 (前年同月比76万人減少)	定期給与 (現金給与総額原数値)	369,551円 (前年同月比1.3%減)

Topics 1. 令和2年、年末調整が大きく変わります

平成30年度税制改正により、令和2年の年末調整作業は例年以上に複雑かつ煩雑になります。

Point1 主な改正点

①給与所得控除額の引き下げ

給与所得控除額が一律10万円引き下げられ、給与等の収入額（以下：年収とする）が850万円を超える場合、控除額の上限が195万円になります。

年収	給与所得控除額	
	改正前	改正後
162万5千円以下	65万円	55万円
162万5千円超 180万円以下	収入金額×40%	収入金額×40%-10万円
180万円超 360万円以下	収入金額×30%+18万円	収入金額×30%+8万円
360万円超 660万円以下	収入金額×20%+54万円	収入金額×20%+44万円
660万円超 850万円以下	収入金額×10%+120万円	収入金額×10%+110万円
850万円超 1,000万円以下		195万円 (上限額)
1,000万円超	220万円 (上限額)	

②基礎控除額の引き上げ

基礎控除額が48万円に引き上げられ、合計所得金額が2,400万円を超える場合、基礎控除額が段階的に引き下げられます。
 ※年収が2,000万円超の方は年末調整が対象外となる為、他に収入がない限り、原則、年末調整で取り扱われる基礎控除額は48万円となります。

合計所得金額	基礎控除額	
	改正前	改正後
2,400万円以下		48万円
2,400万円超 2,450万円以下	38万円	32万円
2,450万円超 2,500万円以下		16万円
2,500万円超		適用なし

③配偶者・扶養親族等の合計所得金額要件の引き上げ

配偶者控除・扶養控除等の要件である合計所得金額が一律10万円ずつ引き上げられます。
 ※給与所得控除額が一律10万円引き下げられている為、年収で考えた際の要件（103万円など）に変更はありません。

合計所得金額要件	改正前	改正後
同一生計配偶者	38万円	48万円
扶養親族	38万円	48万円
源泉控除対象配偶者	85万円	95万円
配偶者特別控除の対象となる配偶者	38万円超 123万円以下	48万円超 133万円以下
勤労学生	65万円以下	75万円以下

④所得金額調整控除の創設

年収が850万円を超える方が以下の(1)～(3)のいずれかに該当する場合、年収額に応じで所得金額調整控除が受けられます（上限は15万円）。

- (1) 本人が特別障害者である (2) 23歳未満の扶養親族がいる (3) 特別障害者である同一生計配偶者又は扶養親族がいる

⑤ひとり親控除の創設

これまで寡婦控除等が受けられなかった未婚のひとり親について、下記の(1)～(3)のすべてに該当する場合、35万円の控除が受けられます。

- (1) 生計を一にする子（所得要件有り）を有する (2) 合計所得金額が500万円以下 (3) 事実婚無し

※これまで寡婦控除を受けていた方で、ひとり親控除に該当しない場合でも、事実婚無し等の条件を満たせば、これまで同様、寡婦控除（27万円）が受けられます。

Point2 今年は、コロナ禍での年末調整です

リモートワークなど、ビジネスの在り方も様変わりし、社内のコミュニケーション方法など、様々な課題も出てきています。例年とは違い、年末調整を進めていく上で社内の対応方法なども大きく変わる事が考えられます。重要な改正点をおさえ、必要な情報の確認や書類などの回収を早めに対応していくことが重要です。

TOPICS 2. 年金制度機能強化のための法律改正

「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律」が、令和2年6月5日に公布されました。今後ますます多様な働き方が見込まれる中、長期化する高齢期の経済基盤の充実を図るためのものです。ここでは、その中から主な改正事項について解説いたします。

Point1 脱退一時金の支給上限見直し (令和3年4月1日施行)

脱退一時金の支給上限が加入期間3年から5年に引き上げられます。
※脱退一時金とは、下記の要件を満たしている外国人労働者が日本を出国した場合に、日本に住所を有しなくなった日から2年以内に請求することで保険料納付期間に応じて一時金を受けられるという制度です。

- ①日本の年金制度(国民年金、厚生年金)に6か月以上加入をしていた
- ②日本国籍を有しない
- ③受給資格要件(10年間)を満たさずに被保険者資格を喪失した

今までは支給上限が加入期間3年までのため、それ以降は保険料を納めていたとしても支給金額は変わりませんでした。外国人労働者の増加や、長期雇用の見込みを受け、5年に引き上げられます。

Point2 特定適用事業所における適用拡大 (令和4年10月1日、令和6年10月1日施行)

現行、被保険者500人超の事業所を特定適用事業所とし、要件に該当する短時間労働者は社会保険加入義務がありますが、以下の2点が段階的に改正されます。

- ①特定適用事業所の企業規模要件変更
- ②特定適用事業所での短時間労働者の加入要件変更

	現行	令和4年 10月1日施行	令和6年 10月1日施行
①規模要件	被保険者500人超	被保険者100人超	被保険者50人超
②加入要件	・週労働時間20時間以上 ・月額賃金8.8万円以上 ・勤務期間1年以上見込み ・学生は適用除外	・週労働時間20時間以上 ・月額賃金8.8万円以上 ・勤務期間2カ月超見込み ・学生は適用除外	-

Point3 その他の改正予定

改正事項	概要	施行日
在職中の年金受給者のあり方の見直し	60歳～64歳に支給される特別支給の老齢厚生年金について、賃金と年金の合計額により、支給停止が開始される基準額を28万円→47万円に引上げ	令和4年4月1日
年金受給時期の選択肢の拡大	・繰下げ受給の年齢の上限を70歳→75歳に引き上げ(待期間の上限を60月→120月に延長) ・繰下げ受給の年金額の増額率を最大42%→84%に引上げ	令和4年4月1日
	・70歳超で遡及して65歳から受給を選択した場合、請求の5年前に繰下げを申し出たとして年金を支給	令和5年4月1日

編集後記《神無月》秋の七草

「秋の野に 咲きたる花を 指折り(およびをり) かき数ふれば 七種(ななくさ)の花」
「萩の花 尾花 葛の花 撫子(なでこ)の花 女郎花(おみなえし) また藤袴(ふじばこ) 朝貌(あさがお)の花」

これは万葉集に収められている山上億良の歌です。

「秋の野に咲いている草花は指折り数えると7種あり、それは萩の花、尾花、

TOPICS 3. ギグエコノミーと新しい働き方

インターネットを通じて単発の仕事を行うアドホックな働き方や経済形態は、「ギグエコノミー」と呼ばれて世界中で隆盛であり、ライドシェアのドライバーはその典型ですが、そこに冷や水を浴びせるような出来事がありました。

昨年8月に、米カリフォルニア(CA)州上級裁判所が、ライドシェア各社にドライバーを「従業員」(Employee)として扱うよう、仮命令を下しました。これに対して、配車大手ウーバーのコスロシャ CEO は、ウーバーの営業をCA州では取りやめる可能性に言及し、上訴すると発表しました。

これまでライドシェアのドライバーは、CA州労働法上の「独立請負業者」(Independent Contractor)として扱われてきましたが、CA州司法長官は、この扱いは誤りであり、労働者から最低賃金や残業手当、労災保険、有給休暇、雇用保険を奪ってきたと主張しました。これに対してウーバーなどは、ドライバーの大半は柔軟な働き方を希望しており、一定の運賃設定をドライバーに委ねるなど、業務に裁量権があると反論しました。

しかし、CA州上級裁判所は、今年1月に施行された、ギグワーカーを請負業者でなく従業員として扱うよう義務付ける新法「AB5」の適用に関し、過去の判例で示された「ABCテスト」を採用し、ライドシェアドライバーを「従業員」として扱うように結論付けました。

「ABCテスト」では、雇用主が労働者を「独立請負業者」として分類するには、A.労働者は雇用主の管理や指示を受けていない、B.雇用主の事業以外の業務も行っている、C.定期的に独立性が確立された仕事に従事している、という3点の証明が必要とされます。

ウーバーなどは、この証明を裁判所に認めてもらえませんでした。

これにより、ウーバーなどギグワーカーを抱える会社は、社会保障関係費用やペイロール業務負担などで、人件費関係コストが20～30%上昇すると言われています。ライドシェア各社は、現状でも財務的には脆弱であり、これでは事業として成り立たなくなることが危惧されます。

ギグエコノミーは、ビジネスモデルとして新しく、新しい働き方を創出するエンジンとして注目されていますが、最先端の国アメリカでも、このような問題が起きています。新しい働き方が発展していくためには、まだまだ試行錯誤が続くでしょう。

国際業務課ディレクター 米国税理士 成田元男

葛の花、撫子(なでこ)の花、女郎花、また藤袴、朝貌の花である」という意味です。

朝貌については諸説あり、現在では桔梗が定説とされています。

春の七草に比べると秋の七草はあまり知られていませんが、まだ残暑が厳しいお盆過ぎ頃から花を咲かせ始める秋の七草は、いち早く秋の訪れを知らせてくれます。

秋といえば紅葉のイメージが強いですが、コロナウィルスの影響でなかなか遠出が厳しい今年の秋は、秋の草花を家に飾るなどして秋の風情を楽しんでみてはいかがでしょうか。(紗)



Facebook 随時更新★



いいね! お待ちしています♪

Facebookにて最新情報をお届けしております <https://www.facebook.com/arcandpartners>



10840560